

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

令和3年7月 29 日

標記運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字下線が修正部分

通し番号	該当ページ (改正版要領)	該当行	現行	改正
1	P2	21 行目	規則第 10 条 2 三 技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。 イ 十八歳以上であること。 ロ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。 ハ 本国に帰国後本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。 ニ 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は第二条の外国の公	規則第 10 条 2 三 技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。 イ 十八歳以上であること。 ロ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。 ハ 本国に帰国後本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。 ニ 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は第二条の外国の公

		<p>私の機関の外国にある事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。</p> <p>ホ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。</p> <p>へ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、当該者が国籍又は住所を有する国又は地域(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)の公的機関(政府機関、地方政府機関又はこれらに準ずる機関をいう。以下同じ。)から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。</p> <p>ト <u>第三号技能実習に係るものである場合にあつては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</u></p>	<p>私の機関の外国にある事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。</p> <p>ホ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。</p> <p>へ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、当該者が国籍又は住所を有する国又は地域(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)の公的機関(政府機関、地方政府機関又はこれらに準ずる機関をいう。以下同じ。)から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。</p> <p>ト <u>第三号技能実習に係るものである場合にあつては、次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>(1)第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</u> <u>(2)第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一年以上一年未満の期間の一時帰国をした後、休止している技能実習を再開するものであること。</u></p>
--	--	---	---

			チ 同じ技能実習の段階(第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。)に係る技能実習を過去に行ったことがないこと(やむを得ない事情がある場合を除く。)			チ 同じ技能実習の段階(第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。)に係る技能実習を過去に行ったことがないこと(やむを得ない事情がある場合を除く。)			
2	P20	表		項目	配点		項目	配点	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			③技能実習生の待遇の待遇	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上:5点 ・105%以上115未満:3点	③技能実習生の待遇の待遇	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上:5点 ・105%以上115未満:3点	
				II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点			II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点
				(新設)	(新設)			III <u>技能実習生の住環境の向上に向けた取組</u>	<u>・有 : 5点</u>
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3	P23	1行目	【確認対象の書類】 ・ 介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第12号) ・ 優良要件適合申告書・別紙(参考様式第1-24号別紙) ・ 介護職種の優良要件適合申告書・別紙(介護参考様式第12号別紙)			【確認対象の書類】 ・ 介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第12号) ・ 優良要件適合申告書・別紙(参考様式第1-24号別紙) ・ 介護職種の優良要件適合申告書・別紙(介護参考様式第12号別紙)			

			<ul style="list-style-type: none"> * 介護職種の技能実習指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合 ・ 講習受講者全員の受講証明書の写し * 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合 <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 介護職種の技能実習指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合 ・ 講習受講者全員の受講証明書の写し * 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合 ・ <u>在籍する全ての技能実習生について個室が確保されていることを明らかにする資料</u> * <u>技能実習生の住環境の向上に向けた取組を実施しており、加点要素として申告する場合</u> 																		
4	介護参考様式第8号 (告示第2条及び第3条関係)	1 事業所の概要	<p>(注意)</p> <p>1(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 ⑥に記載した人数分の技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-6号)、技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-7号)及び技能実習指導員の常勤性が確認できる書類を添付すること。</p>	<p>(注意)</p> <p>1(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 ⑥に記載した人数分の技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-4号)、技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-5号)及び技能実習指導員の常勤性が確認できる書類を添付すること。</p>																		
5	介護参考様式第12号(規則第15条関係)	記	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 技能実習 I</td> <td>点</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	点数	内容	(略)	(略)	(略)	3 技能実習 I	点	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 技能実習 I</td> <td>点</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	点数	内容	(略)	(略)	(略)	3 技能実習 I	点	(略)
項目	点数	内容																				
(略)	(略)	(略)																				
3 技能実習 I	点	(略)																				
項目	点数	内容																				
(略)	(略)	(略)																				
3 技能実習 I	点	(略)																				

				II	点	(略)		II		点	(略)
				(新設)	(新設)	(新設)		III			<p>① 受け入れている全ての技能実習生の宿泊施設について、本人のみが利用する個室(※)を確保した上で、技能実習責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること</p> <p>※4.5 m²以上あり、運用要領上の「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。</p> <p>(概要)</p> <p>□ これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。</p> <p>※確認の上、チェックマークを付すこと。</p>

			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
--	--	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----